

記者提供資料		
平成24年9月21日		
農産園芸環境課		
環境保全班	畑中,宮田(内2846)	<もみ殻>
環境対策班	堀内,松原(内2845)	<米ぬか>

## 平成24年産稲に由来するもみ殻・米ぬか等の取り扱いについて

平成24年産米は平成24年9月21日までに記の1の表の市町村では通常どおり出荷、販売が可能となっています。

平成24年産稲に由来するもみ殻・米ぬか等の放射性物質濃度については、平成24年産米の放射性物質検査結果に基づいて推計し、利用の可否を判断することとなっています。

これまでの平成24年産米の放射性物質検査結果から、柴田町(旧槻木町)の米ぬかを除いて全域で利用が可能と判断されましたのでお知らせします。

柴田町(旧槻木町)の米ぬかについては、飼料の暫定許容値(豚用)を超過する恐れがあるため、豚用飼料として単体での利用を控えるか、個別の検査により安全性を確認した上で利用するよう町、関係団体等に通知しました。

なお、今後、平成24年産稲に由来するもみ殻・米ぬか等の取り扱いについては、第8報以降の「平成24年産米の放射性物質測定結果」にて公表いたします。

### 記

#### 1 もみ殻・米ぬか等利用の可否の状況

平成24年9月21日現在

市 町 村 (旧市町村)	もみ殻	もみ殻 くん炭	米 ぬ か				
			食用	肥料	飼料		
					豚用	牛用	鶏用
(参考) 放射性セシウムの基準等(Bq/kg)	400	400	100	400	80	100	160
○次の市町村の全域 角田市・蔵王町・大河原町・村田町・仙台市・多賀城市・松島町・利府町・大和町・富谷町・大衡村・涌谷町・美里町・登米市・東松島市	○	○	○	○	○	○	○
○次の市町村の当該旧市町村の範囲 白石市(白石町, 白川村, 大鷹沢村, 福岡村), 川崎町(富岡村), 丸森町(金山村, 小斎村, 館矢間村), 大崎市(西大崎村, 松山町, 下伊場野村, 鹿島台町, 岩出山町, 一栗村, 真山村, 田尻町, 沼部村, 大貫村), 栗原市(築館町, 宮野村, 若柳町, 高清水町, 瀬峰町, 志波姫町), 石巻市(蛇田村, 稲井村, 飯野川町, 二俣村, 大川村, 大谷地村, 広渕村, 須江村, 北村, 前谷地村, 鹿又村, 桃生村, 中津山村, 橋浦村)							
柴田町旧船岡町	○	○	○	○	○	○	○
柴田町旧槻木町	○	○	○	○	△	○	○

○:全域で使用できます △:使用を控えるか個別に測定して判断

※ もみ殻を家畜用敷料に用いる場合の基準:400Bq/kg

#### 2 もみ殻・米ぬか等の放射性物質濃度の推計方法について

平成24年9月7日付け農林水産省穀物課長通知(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/pdf/24fukusanbutu.pdf>)に基づき、平成24年産米の放射性物質検査における測定値(旧市町村の最高値)に濃度比または加工係数を乗じて推計します。県からは宮城県農林水産部長名で平成24年9月14日付けで県内市町村、団体等に通知しております。

もみ殻の放射性物質濃度	=	玄米の放射性物質濃度	×	(濃度比 3)
もみ殻くん炭の放射性物質濃度	=	玄米の放射性物質濃度	×	(濃度比 10)
米ぬかの放射性物質濃度	=	玄米の放射性物質濃度	×	(加工係数 8)